

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年3月26日時点

佐 渡 市

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、令和2年3月31日(火曜日)までの間、すべての開催を中止又は延期する。**※4月1日(水)以降も当面の間は中止または延期する。**

2 窓口カウンターの消毒等について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- ・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。
- ・島外への出張は、必要最小限に留める。

4 小・中学校について(担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

① 学校の再開について

4月6日(月)から令和2年度の教育活動を開始する。

② 新任式、始業式、入学式について

(1) 新任式、始業式

- ・教室等に分散して放送で実施、体育館で間隔をあけて実施、式全体をできるだけ短縮して実施など、専門家会議で示されている「3つの条件」が重ならないよう配慮して行う。

※「3つの条件」とは i 換気の悪い密閉空間

ii 多くの人が密集する密集場所

iii 近距離での会話や発声が行われた密接場所

(2) 入学式

- ・参加者を入学生、入学生保護者、教職員とし、在校生及び来賓の参加はしない。
- ・小中連携校の在校生の出席についても、卒業式と同様の対応とする。
- ・時間を短縮できるように内容や方法を工夫して実施する。
- ・すでに案内を出している来賓については、確実に連絡する。

③ 中学校の部活動について

- ・ 4月1日以降、校内での活動の再開を認める。
- ・ 専門家会議で示されている「3つの条件」が重ならないよう、内容や方法を工夫して実施する。

④ 前年度未履修の学習内容への対応

- ・ 今年度中に、学年ごとの未履修教科及び学習内容、履修のための必要時数等を明らかにし、新年度の具体的な対応策をまとめておく。
- ・ 長期休業期間の短縮など全市的な対応が必要ということになった場合は、改めて教育委員会と校長会で検討する。

5 放課後児童クラブ（学童保育）について

（担当課：子ども若者課 電話 0259-63-3126）

- （1） 3月25日（水）以降は、通常の学童保育（春休み期間 午前7時30分～午後7時）とするが、感染症リスクを可能な限り低減するため、利用の自粛を要請する。【要請期間4月4日（土）まで】
- （2） 3月25日（水）の小・中学校登校日は、終了後から学童保育を行う。
- （3） 児童館については、通常の開館とするが、利用者を小学生に制限したうえで、利用の自粛を要請する。
【要請期間4月4日（土）まで。4月5日（日）は休館】

6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話 0259-63-3126）

- （1） 通常どおり開所するが、感染症リスクを可能な限り低減するため、3月31日（火）まで保護者に登園自粛をお願いする。
- （2） 4月1日（水）、2日（木）は臨時休園とするが、自宅で保育できない場合は、園で保育を行う。
- （3） 4月3日（金）は入園式を行うが、下記のとおり実施する。
 - ア 参加者については、新入園児、新入園児保護者、在園児及び関係職員とし、来賓の参加は見合わせる。ただし、在園児については園の規模に応じて各園で判断する。
 - イ 規模の縮小、所要時間をできる限り短くするよう各園で内容を工夫する。
 - ウ 当日の保育の実施はしない。ただし、家庭の都合により保育を希望される場合は、弁当持参のうえ午後4時まで保育を行う。
- （4） 私立保育園及び認定こども園については、公立の上記内容を提示し、登園自粛を要請し、入園式等については園で判断をしていただく。

7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話 0259-63-3126）

通常どおり実施する。

8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- （1）3月31日（火）までは休館とする。
- （2）4月1日（水）以降は公の施設の取り扱いに準じる。

9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）

- （1）全ての施設を3月4日（水）から31日（火）の期間臨時休館とする。
ただし、宿泊施設と温泉入浴施設については通常どおり営業する。
なお、詳細については、それぞれの施設へ問合せください。
また、3月16日（月曜日）から博物館（個人入館のみ）及び図書館・図書室（貸出・返却のみ）を開館する。
- （2）4月1日（水）以降は「3つの条件」が同時に重なる場を徹底的に回避する対策などをすることを条件に公の施設については開館する。
ただし、体育館やホール等についてはこの3つの条件を回避することが困難なため引き続き休館する。引き続き休館する公の施設の一覧については、3月27日（金）の午後にお知らせします。